令和９～１１年度　富谷市地域包括支援センター運営業務事業者募集要領

1　趣旨

この要領は，富谷市地域包括支援センター運営業務を委託するにあたり，公募型プロポーザル方式により，優れた提案及び能力を有し，最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2　業務の目的

複雑化・複合化した事例に対応する支援関係機関の抱える課題の把握や，各支援関係機関の役割分担，支援の方向性の整理など，事例全体の調整機能の役割を担うとともに，必要時には直接的支援を行う。また，支援関係機関との連携体制を構築するとともに包括的相談支援体制の整備に向けて市と協議を行うものである。

3　業務の概要

(1) 業務名

令和９～１１年度　富谷市地域包括支援センター運営業務（東向陽台・成田圏域）

(2) 業務内容

別途定める「令和９～１１年度　富谷市地域包括支援センター運営業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(3) 委託期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日まで

(4) 委託料の上限　１１１，３１１，６４０円（消費税及び地方消費税額を含む）

上記金額は３か年分の合計額となる。各年度の上限額は次のとおりとする。

（イ）令和９年度　　３６，１７２，６００円

（ロ）令和１０年度　３７，１７６，５２０円

（ハ）令和１１年度　３７，９６２，５２０円

4　対象経費

本業務の対象経費は，仕様書記載項目のとおりとする。

5　事業者選定方式

公募型プロポーザル方式

6　参加資格

次の条件を全て満たす者とする。

(1) 委託料上限額の範囲内で，仕様書で定める業務を的確に遂行する能力を有すること。

(2) 法人又はその代表者が次の者に該当しないこと。

① 法律行為を行う能力を有しない者

② 破産者で復権を受けていない者

③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項(同項を準用する場合を含

む)の規定により本市における一般競争入札等の参加資格を制限されている者

④　地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消しを受けた日から起算して 2 年間を経過していない者

⑤　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号及び富谷市暴力団排除条例（平成 25 年富谷市条例第 13 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）である者又はその構成員を含む。若しくは暴力団の構成員でなくなった日から起算して 5 年を経過しない者の統制下にある者

(3) 国税（法人税及び所得税），都道府県税（法人都道府県税及び地方消費税），市町村税（法人市町村民税，固定資産税及び都市計画税）の滞納がないこと。

(4) 当該包括支援センターの圏域内において 1 年以上指定居宅介護支援事業所運営実績があること。

(5) 当該包括支援センターの圏域内において運営事業者の本体施設等を設置していること。

7　スケジュール

本市ホームページへの掲載により公募を開始します。

内　容	日　程
企画提案募集開始	令和 8 年 11 月 20 日（金）
募集要項に関する質問受付期限	令和 8 年 11 月 30 日（月）
参加表明書提出期限	令和 8 年 12 月 7 日（月）
企画提案提出期限	令和 8 年 12 月 18 日（金）
審査委員会開催・委託候補者決定	令和 8 年 12 月 25 日（金）
審査結果通知	令和 9 年 1 月上旬
発注仕様書に係る協議及び決定 委託候補者からの見積徴取，契約締結	令和 9 年 1 月下旬

8　参加資格の確認について

参加希望者は，次に掲げる書類を提出し，参加資格の審査を受けなければならない。

(1) 提出書類及び部数

イ　参加表明書（様式第 1 号）：1 部

ロ　法人の登記事項証明書（提出日において 3 ヶ月以内に発行されたもの）：原本 1 部

ハ　納税証明書（未納がないことの証明）：原本各 1 部

ニ　申請者の所在地及び名称を記載し，110 円切手を貼付した返信用封筒：1 部

(2) 提出期限

令和 8 年 12 月 7 日（月）午後 5 時（必着）

(3) 提出先

〒981-3392　富谷市富谷坂松田 30 番地　富谷市役所財政課

(4) 提出方法

郵送（配達証明付き郵便）または持参による。

持参の場合の受付時間は，平日の午前 8 時半から午後 5 時までとする。郵送の場合は，封筒に「プロポーザル参加表明書類在中」と朱書きし，上記提出期限必着とする。

9　提案にあたっての質問等

企画提案書作成に関して疑義が生じた場合は，下記により問い合わせること。

(1) 受付時間

令和 8 年 11 月 30 日（月）午後 5 時まで

(2) 質問方法

質問書（様式第 2 号）により，ファクシミリ又は電子メールで行う。

(3) 質問先

富谷市役所長寿福祉課

電子メール：tyoujuhukushi@tomiya-city.miyagi.jp

ファクシミリ：022-348-1137

(4) 回答方法

回答は随時，富谷市役所（長寿福祉課保健福祉総合支援センター）のホームページに掲載する。ただし，質問又は回答内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては，質問者に対してのみ回答することがある。

10　応募手続き

(1) 提出書類及び部数

イ　企画提案参加申込書（様式第 3 号）：1 部

ロ　企画提案書（任意様式）：6 部

ハ　過去の実績に関する書類（任意様式）：6 部

ニ　参考見積書（任意様式）：各 1 部

ホ　令和 7 年度の事業報告書及び収支決算書：1 部

ヘ　その他，市が必要と認める書類（指示があった場合のみ提出）

(2) 提出期限

令和 8 年 12 月 18 日（金）午後 5 時（必着）

(3) 提出先

〒981-3311　富谷市富谷桜田 1 番地 1　富谷市保健福祉総合支援センター

(4) 提出方法

郵送または持参による。

持参の場合の受付時間は，平日の午前 8 時半から午後 5 時までとする。郵送の場合は，封筒に「企画提案書在中」と明記し，上記提出期限必着とする。

(5) 留意事項

イ　提出された書類について，提出後の差替え及び変更は認めない。ただし，市が補正を求めた場合，または補足書類の提出を求めた場合は，この限りでない。

ロ　提出された書類は返却しない。

ハ　提出後に，応募を取り下げる場合は，取下願（任意様式）を提出すること。取下願の提出があった場合，既に提出された書類については，全て返却する。

ニ　次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は，審査の対象から除外し，失格とする。

・前記 6 の応募資格を満たさなくなったとき。
・提出書類が所定の期限までに整わなかったとき。
・参考見積額が，前記 3（4）の上限額を上回っているとき。
・提出書類の内容に虚偽，不正又は本要領の定めに違反する記載があったとき。
・審査の公平性に影響を与える行為があったとき。
・その他不正な行為があったとき。

ホ　企画提案書の作成・提出等本業務への応募に要する経費は，すべて応募者の負担とする。

ヘ　提出書類はすべて A4 サイズとする。ただし，やむを得ない場合は，A3 サイズを片袖折にし，A4 サイズとすることも可とする。

11　プレゼンテーション

（1）実施日

令和 8 年 12 月 25 日（金）（予定）

（2）実施会場

富谷市役所本庁舎

（3）実施方法

・出席者は 1 事業者について 3 名以内とする。
・1 事業者あたり持ち時間は 40 分以内（準備 5 分，説明 20 分，質疑応答 10 分，片付け 5 分）
・事前に提出された書類に基づいてプレゼンテーションを行うこととし，追加資料の配付は原則として認めない。
・プロジェクター等の使用を希望する場合は，企画提案書を提出する際に申し出ること。なお，この場合，パソコン等の機器は事業者が準備すること。

12　企画提案書の審査及び選定

（1）審査方法

選定委員会を開催し，提出された企画提案書について，下記（2）の審査項目に基づき審査を行い，１位の占有率にて競う。１位の占有率が最も高い提案者を第 1 順位の委託候補者として決定する。企画提案書を提出した申込者が 1 者の場合も選定を行う。

（2）審査項目（別紙のとおり）

13　契約の締結

（1）契約方法

市が選定した委託候補者と企画提案書等に記載された項目について協議を行い，契約における仕様等の内容を定め，当該仕様書に基づく見積書を徴し，その内容について協議を行い，確定させた上で随意契約の手続きにより，契約を締結するものとする。

（2）委託料の支払い条件

支払い方法は，市と委託候補者との協議の上，契約書で定める。

（3）その他

第 1 順位の委託候補者が契約を締結しない場合には，次点の者と契約の交渉を行う場合がある。

14　問い合わせ先

富谷市役所長寿福祉課保健福祉総合支援センター

住所：〒981-3311　富谷市富谷桜田１番地１

電話：022-348-1138

電子メール：tyoujuhukushi@tomiya-city.miyagi.jp

ファクシミリ：022-348-1137

附　則

（施行期日）

１　この要領は，令和８年11月１日から施行する。

（この要領の失効）

２　この要領は，委託契約の締結の日に限り，その効力を失う。

別紙：審査項目（12 の(2)関係）

No.	評価項目	評価視点	配点
1. 運営の方針・理念			**25 点**
1-1	センターの基本的な機能・役割の理解	地域包括ケアの中核機関としての役割を理解しているか	5
1-2	運営に対する意欲・取組み姿勢	運営への意欲、法人としての考え方が明確か	5
1-3	中立・公正な運営の考え方	中立・公正性を担保する具体的な取組みが示されているか（再委託等）	5
1-4	市の事業としての位置づけの理解、地域特性把握	市の高齢者福祉計画・介護保険事業計画との整合性、KDB 等データ活用	5
1-5	提案価格の適正性	予算上限との適合性、人件費・管費内訳の妥当性	5
2. 運営体制・人材確保			**35 点**
2-1	職員体制・人材育成計画	研修計画キャリアパス、専門性向上への取組み	5
2-2	専門職の確保状況（国の条件）	保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員の確保（見込み含む）	10
2-3	専門職の確保状況（市の条件）	生活支援コーディネーター・認知症地域支援推進員の確保（見込み含む）	10
2-4	欠員時の手当て体制	欠員時の速やかな対応、法人内の人材プール等	5
2-5	施設・設備・管理規程の整備	相談室のプライバシー確保、バリアフリー、個人情報管理規程等	5
3. 業務の実効性			**25 点**
3-1	第１号介護予防支援、指定介護予防支援	指定申請（見込み含む）、予防的アプローチ、インフォーマルサービス連携	5
3-2	包括的支援事業（相談・権利擁護・ケアマネ支援）	総合相談支援、権利擁護・虐待防止、ケアマネジメント支援の計画	5
3-3	地域ケア会議・第 2 層協議体の運営	多職種・多主体の参画促進、議論から施策化に向けた提言	5
3-4	認知症支援・地域課題分析	認知症カフェ・チームオレンジの構築支援、地域への普及啓発	5
3-5	関係機関・地域との連携	民生委員等とのネットワーク構築、関係機関との連携・アプローチ	5
4. コンプライアンス・危機管理			**15 点**
4-1	個人情報保護・苦情対応・インシデント対応	規程の整備状況、職員研修、対応マニュアルの有無、報告ライン	5
4-2	災害・感染症発生時の対応体制	BCP の有無、危機管理の考え方	5
4-3	虐待防止・緊急時の対応体制	夜間・時間外対応、報告ライン	5
5. 環境への配慮			**10 点**
5	環境への配慮	地球環境や近隣環境への配慮がなされているか	10
総　合　計			**110 点**